

立教大学学術推進特別重点資金(立教SFR)

大学院学生研究

2015年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院	文学研究科	フランス文学専攻
研究代表者 (2016年3月現在のものを記入)	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
	文学研究科・フランス文学専攻・博士課程前期課程2年	森本 悠人 印	
指導教員	所属・職名	氏名	
	文学研究科・教授	菅谷 憲興 印	
自然・人文・社会の別	人文	個人・共同の別	個人
研究課題	ギュスターヴ・フローベール『ボヴァリー夫人』における家父長制の表象		
研究組織 (研究代表者・共同研究者) ※2016年3月現在のものを記入	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
	文学研究科・フランス文学専攻・博士課程前期課程2年	森本 悠人	
研究期間	2015 年度		
研究経費 (1円単位)	(支出金額) 200,000円 / (採択金額) 200,000円		

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究の目的は、フランス文学史上最も著名な作品のうちのひとつである『ボヴァリー夫人』(FLAUBERT, Gustave, *Madame Bovary*, 1857.)における、革命を通して一度崩壊し、ナポレオン法典以後復活したと言われる家父長制がどのように表象されているかを明らかにすることである。法律という視座を得るため、当時家父長制を規定していた『ナポレオン法典』およびその起草に関わる歴史的資料と同時に、法典の解釈に関する現代の研究を参照した。一見相互的な関連性を持たないように思われる文学作品と法律の結び付きを問い直し、『ボヴァリー夫人』という作品を法律的なコンテクストから照射することで、作品の新たな読解可能性を探った。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

{ ナポレオン法典 } { 家父長制 } { 文化史 }

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

・研究テーマ・目的

本研究の研究対象として、『ボヴァリー夫人』という文学作品のみならず、『ナポレオン法典』という書物が挙げられる。当時の家父長制はナポレオン法典によって法的に保障されていたが、そうした時代的な背景を『ボヴァリー夫人』の中に読み込むことが、本研究の目的である。

本研究では、『ボヴァリー夫人』のみならず、同時代の法律についても調査・分析をした。そのために、作品と法律を直接的に結びつけている『ボヴァリー夫人』に対してなされた裁判を改めて精査し、そこに賭けられているものを浮かび上がらせた。それは、『ボヴァリー夫人』という小説が、ナポレオン法典の想定する家父長制家族像を揺るがし、またブルジョワの利益に反す、ということであった。ここで問題となるのは、家族というものがナポレオン法典においては「国家の苗床」という位置を占めているということである。従って、作品におけるシャルル・ボヴァリーとその妻エンマという夫婦は、ナポレオン法典的な家族では全くないという意味で、19世紀フランス社会に対して問題提起しているといえる。

・研究成果

家父長制の表象という点について、本研究では作品内における4つの家族の在り方を類型化したうえで、19世紀の法律的なコンテキストとそれらを比較検討した。

① 作品内における家族の在り方

『ボヴァリー夫人』においては、オマー家、父ボヴァリー家、ボヴァリー(シャルル・エロイーズ)家、ボヴァリー家(シャルル・エンマ)家という四つの家族が描かれている。本研究では、オマー家を19世紀前半の家父長制の表象の典型として見做した。それはブルジョワ薬剤師であるオマーが、ナポレオン法典に示された家父長制を意識しているであろう箇所が作中の台詞に見出されること、また、オマーの妻が家父長的な家庭生活を営むにあたって「最良の妻」と形容されていることによる。

当時の家父長制に賭けられていたのは、家族における父親の権力の保障であり、家に関する事柄の最終的な決定権は父親にゆだねられていた。そうした視点から、オマー家、父ボヴァリー家およびボヴァリー(シャルル・エロイーズ)家は、19世紀に紋切り型の家族であるといえる。一方でボヴァリー(シャルル・エンマ)家に焦点を合わせると、父親であるシャルルの権利が、財産に関する「委任状」を通して、エンマへと移譲されている。そうした象徴的な出来事以外にも、引っ越しや鰐足手術の決定も、実はエンマの意思が強く反映されているという意味で、シャルル・ボヴァリーという人物は、先に述べたオマー家等とは異なる家族関係の中で生きていたことが明らかである。フローベールは紋切り型的な家族を描く一方で、その紋切り型に当てはまらないような家族を描いた。それが意図的なものか否かということとは不明だが、ここで重要なことはフローベールが19世紀の七月王政下のフランスにおける家族というものに対して、一つの異なる形を提示しているという事実であり、そうしたことを本研究は明らかにした。

② ナポレオン法典において示される家父長制

まず「家父長制」といった時に、フランス革命以前とナポレオン法典制定以後では意味が異なることを確認した。フランス革命以前、アナール学派の歴史学者らが述べるように、「父(夫)-母(妻)および子ども」という家父長制の構造は、「王-臣民」という封建制の構造と類似している。その夫婦関係および親子関係において、父は王と同じ仕方で権力を有していた。言い換えると、王が王権神授説によってその立場を認められていると同様に、父の立場が疑問に付されることはなかった。しかしフランス革命を経て、カトリック信徒に禁じられていた離婚の解禁や、財産処分に関する法律が変化し、家族内の父の権力が相対的に低下した。

フランス革命以後は、姦通等が横行し風紀が乱れていたといわれる。そうした状況を、当時の立法に携わった者らは、家族関係の乱れに原因があるとした。実際、ナポレオン法典の起草段階において一つの大きな争点となっていたのは、家族に関することである。起草者らは家族を「国家の苗床 la pépinière de l'État」と見做し、その在り方をナポレオン法典によって規定した。

以上が本研究を通して得られた「家父長制」を巡る歴史的な知見であるが、次いで具体的にどのように「家父長制」がナポレオン法典によって支えられていたのかを述べる。

ナポレオン法典制定以後、結婚が神との誓いではなく、当事者間の合意に基づく契約となった。結婚と同時に、妻となった女性は財産の処分権を夫にゆだねることになる。つまり、金銭的なやりとりには夫の許可が必要となり、極端に言えば、夫によって経済活動を認められない場合には生活することもできないのである。むしろ夫は妻を住居に受け入れ、命を保障する義務を負ってはいるものの、事実上、妻は夫に従うことを強制されている。女性蔑視といわれることのあるナポレオン法典の性質を、本研究では実際にその条文を参照することによって明らかにした。

③ 上記二項(①、②)の比較検討

上記①において、オメー家をはじめとする三つの家族の在り方とボヴァリー(シャルル-エンマ)家の在り方が異なっていることを論じたが、それらはナポレオン法典的な家父長制に沿う家族か否かという二項対立と重ね合わせるができる。つまりオメー家はナポレオン法典的であるが、ボヴァリー(シャルル-エンマ)家はナポレオン法典的ではないということだ。実はこのように価値観を揺るがしかねない作品は、裁判にかけられることがあった。『ボヴァリー夫人』も裁判にかけられたのだが、その争点は大まかに述べて二つある。まずは風俗を壊乱するような描写、例えば、エンマと恋人レオンの性的な交わりをほのめかす辻馬車の場面がそうである。もう一つは、作品内で作者の立場が明確にされていないことである。フローベールは、バルザックのように作品内で長々と講釈を垂れるような語り手を好まなかったのだが、裁判を担当した検事はそのことを問題視している。というのも、当時の読者は文学作品を行動のモデルとすることがあったからである。

『ボヴァリー夫人』が起訴されたのは「公共道徳、宗教道徳および良俗の壊乱」という理由によるが、作品の持つそうした「壊乱」的な性質は、従来の研究ではエンマがナポレオン法典的な男性性を表象していることに焦点を合わせて考察されてきた。そうした研究を踏まえたうえで、本研究ではあえてシャルル・ボヴァリーという登場人物に着目し、作品の「壊乱」的な性質を問題化した。すると、エンマと同じ程度に、シャルルが 19 世紀社会のナポレオン法典的な価値観を揺るがしかねない人物であることが明らかになった。

・まとめ

『ボヴァリー夫人』における家父長制家族の問題は、確かに従来の研究でも扱われることはあった。しかし本研究は、19 世紀当時のナポレオン法典そのものおよびその起草段階までを射程に入れることによって、ボヴァリー(シャルル-エンマ)家がはらむ作品内での問題系と、その家族の在り方を歴史的な文脈に置きなおすことで浮上する問題系とを接続させ、多角的な視野から作品を読解することを可能にした。

本研究では『ボヴァリー夫人』という一つの作品が研究対象となったが、2015 年度 SFR の研究成果を踏まえて、フローベールの数々の作品や書簡を読み直すことで新たな視座を得ることができるように思う。あるいはフローベールのみならず、バルザックやスタンダールといった作家も視野に入れて研究することで、作品読解の可能性が広がると確信している。

・研究経費

本研究では、経費のほぼ全額を書籍購入に充てた。それらのうちで、本研究においてとりわけ重要度の高いものとして

La famille, La loi, l'État, textes réunis et présentés par Irène THÉRY et Christian BIET, Paris, Imprimerie Nationale, 1989.

MARTIN, Xavier, *Mythologie du Code Napoléon*, Poitiers, Dominique Martin Morin, 2003.

PORTALIS, Jean-Étienne-Marie, *Discours, rapports et travaux inédits sur Le Code Civil*, Paris, Librairie de la cour de cassation, 1844. (ファクシミリ版)

といった書籍が挙げられる。その他、多数の法学的・歴史的・社会学的な書籍を購入した。文学研究の一環として『ナポレオン法典』を読み込むにあたって、これらの書籍の購入は妥当なものであったと考えられる。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

該当なし